

## 国土審議会 第8回特殊土壌地帯対策分科会

平成30年2月1日

【安藤地方振興課長】 それでは、定刻になりましたので、会議のほうを始めさせていただきます。

国土審議会特殊土壌地帯対策分科会の委員及び特別委員総数9名のうち、定足数である半数以上のご出席をいただきましたので、ただいまから、国土審議会第8回特殊土壌地帯対策分科会を開催させていただきます。

私は当分科会の事務局をお預かりしております、国土交通省国土政策局地方振興課長の安藤と申します。よろしくお願いいたします。議事に入りますまでの間、司会を務めさせていただきます。

それでは、会議の冒頭につき、本日の会議の公開と、国土審議会に関する手続につきまして申し述べさせていただきます。国土審議会特殊土壌地帯対策分科会運営規則第4条第1項の規定によりまして、会議は原則として公開することとされております。したがって、本日の分科会でも、会議、議事録ともに原則公開することとしておりますので、あらかじめご了承くださいませようお願いを申し上げます。

特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく特殊土壌地帯対策事業計画につきましては、法第3条の規定によりまして、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が、国土審議会の意見を聞いて定めることとされております。本日は特殊土壌地帯対策事業計画（案）に対するご意見を、分科会の議決として取りまとめていただくことをお願いしたいと思っております。

この分科会の議決につきましては、国土審議会運営規則第7条第2項で、分科会の議決は国土審議会会長の同意を得て審議会の議決とする旨の規定となっております。したがって、本日の分科会の後に、分科会長名で国土審議会会長宛てご報告の上、同意をいただくという手続を進めまして、さらにその後、国土審議会会長名で、関係する各大臣へ意見を申し出ると、このような手続となっております。

それでは、議事に先立ちまして、前回の第7回分科会から委員及び特別委員の交代がありましたことから、ここで改めて構成委員の皆様をご紹介します。

まず、分科会長をお務めいただいております、原田昇委員でございます。

【原田分科会長】 原田でございます。

【安藤地方振興課長】 佐藤宣子委員でございます。

【佐藤委員】 佐藤です。よろしくお願いいたします。

【安藤地方振興課長】 石川芳治特別委員でございます。

【石川特別委員】 石川です。よろしくお願いいたします。

【安藤地方振興課長】 作野広和特別委員でございます。

【作野特別委員】 作野と申します。よろしくお願いいたします。

【安藤地方振興課長】 前田穰特別委員でございます。

【前田特別委員】 前田です。どうぞよろしくお願いいたします。

【安藤地方振興課長】 宮本旬子特別委員でございます。

【宮本特別委員】 宮本です。よろしくお願いいたします。

【安藤地方振興課長】 弓削こずえ特別委員でございます。

【弓削特別委員】 弓削と申します。よろしくお願いいたします。

【安藤地方振興課長】 和田信一郎特別委員でございます。

【和田特別委員】 和田です。よろしくお願いいたします。

【安藤地方振興課長】 なお、溝口特別委員はご都合により欠席とのご連絡を頂戴しております。

次に、国土交通省からの出席者を紹介いたします。

野村国土政策局長でございます。

【野村国土政策局長】 野村でございます。よろしくお願い申し上げます。

【安藤地方振興課長】 北村大臣官房審議官でございます。

【北村官房審議官】 北村と申します。よろしくお願いいたします。

【安藤地方振興課長】 小原大臣官房審議官でございます。

【小原官房審議官】 小原でございます。よろしくお願い申し上げます。

【安藤地方振興課長】 滝澤国土政策局総務課長でございます。

【滝澤総務課長】 どうぞよろしくお願いいたします。

【安藤地方振興課長】 今井水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長でございます。

【今井砂防計画課長】 今井でございます。よろしくお願いいたします。

【安藤地方振興課長】 次に、農林水産省及び林野庁からの出席者を紹介いたします。

荒川農村振興局長でございます。

- 【荒川農村振興局長】 荒川でございます。よろしくお願ひ申し上げます。
- 【安藤地方振興課長】 太田農村振興局農村政策部長でございます。
- 【太田農村政策部長】 太田でございます。よろしくお願ひいたします。
- 【安藤地方振興課長】 松本農村振興局農村政策部地域振興課長でございます。
- 【松本地域振興課長】 松本でございます。よろしくお願ひいたします。
- 【安藤地方振興課長】 大政林野庁森林整備部治山課長でございます。
- 【大政治山課長】 大政でございます。よろしくお願ひいたします。
- 【安藤地方振興課長】 ここで、まず野村国土政策局長より、ご挨拶を申し上げます。
- 【野村国土政策局長】 国土交通省国土政策局の野村でございます。まず私より一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日、寒い日になりまして、そしてまた各委員の皆様方、ご遠方からご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろ委員の皆様方には国土交通関係行政の推進に特段のご理解、ご協力を賜っておりますこと、改めて御礼申し上げます。

特殊土壌地帯対策でございますけれども、ご案内の通り、昭和27年に、少し長い名前ですけれども、特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法が制定されて以来、同法に基づく事業計画に沿って、災害防除及び農地改良に関するさまざまな対策を進めてきたところでございます。

そして、おとしになりますますが、平成28年11月に開催いたしました前回の分科会におきまして、臨時措置法の延長などについてご審議をいただきましたところ、それにつきまして、それを是とするというご意見をいただきました。

おかげさまで国会での審議を経まして、昨年3月にこの法律の期限が5カ年延長されたところでございます。この法律延長を受けまして、特殊土壌地帯対策の新しい事業計画を国として策定していく必要に迫られているところでございます。

ご案内のとおり、近年台風とか前線というふうな従来の雨のみならず、積乱雲が同じ場所ですら次々と発達をして、それで大きな豪雨を伴うという集中豪雨が発生するなど、全国各地においてそれに基づく土砂災害も非常に頻発しているところでございます。特殊土壌地帯におきまして、このような状況を踏まえながら、災害防除あるいは農地改良に取り組んでいくことが重要であると考えております。

本日の分科会におきましては、14次になります新しい事業計画（案）につきましてご審議を頂戴するとともに、今後の特殊土壌地帯対策の進め方につきましてどうぞ忌憚の

ないご意見をいただければ幸いです。

大変簡単ではございますが、まず国土交通省から冒頭のご挨拶をさせていただきました。よろしく願いいたします。

【安藤地方振興課長】 引き続きまして、農林水産省の荒川農村振興局長からご挨拶をいただきたいと思います。

【荒川農村振興局長】 ご紹介賜りました、農村振興局長荒川でございます。よろしくお願い申し上げます。本日は本当に足元のお悪い中、お集まりをいただきましてありがとうございます。また、常日ごろ、私ども農林水産行政に対しまして、ご指導・ご鞭撻を賜りまして、まことにありがとうございます。

私ども農林水産省、農林水産業を強くしていくというその産業政策的な部分と、それから農山漁村をしっかりと活性化していくという地域政策、この2つを車の両輪として位置づけまして、政策運営に努めているところでございます。その意味で、農村政策の課題、やはり地域に人が住んでいただき、地域がいきいきと活躍をしていただくということが必須条件でございます。

そのための基本条件といたしまして、やはり今回この特殊土壌地帯などにおかれましては、その他の地域に比べまして若干不利がある部分につきまして、しっかりとした対策を継続していただくということが大変肝要なことだと思っておるところでございます。

先ほど野村局長様からお話ございましたが、法律の延長ということになったわけでございまして、その精神を受けまして、しっかりとした対策を継続をさせていただきたいと考えておるところでございます。具体の計画内容につきましては、この後しっかりとご説明をさせていただきたいと存じますので、よろしくご指導賜りますようお願い申し上げます。

【安藤地方振興課長】 ありがとうございます。

議事に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。議事次第、委員名簿、座席表などのほか、資料1が委員名簿となります。資料2が事業計画、14次の設定についてという横使いの資料。資料3、事業計画第14次の（案）でございます。それから参考資料として、参考資料の1関係法令。それから参考資料の2で事業計画、これは前回の第13次のものでございます。

以上の資料につきまして、不備がございましたら事務局までお知らせくださいますようお願いを申し上げます。よろしいでしょうか。

それでは、これ以降の議事進行につきましては、原田分科会会長にお願いしたいと存じますので、よろしく申し上げます。

【原田分科会長】 それでは、議事に入らせていただきます。

前回の第7回分科会では、特殊土壤地帯災害防除及び振興臨時措置法の延長についてご審議いただきました。今ご説明があったとおりですが、本日は法が5年延長されたことを受けて、国が策定する特殊土壤地帯対策事業計画の（案）につきましてご意見をいただきたいと存じます。

では、資料2、特殊土壤地帯対策事業計画（第14次）の設定について、及び資料3、特殊土壤地帯対策事業計画（第14次）（案）につきまして、事務局からの説明をお願いします。

【松本地域振興課長】 農水省の地域振興課長、松本でございます。それでは着座してご説明させていただきます。

まず、資料2のほうをごらんいただきます。特殊土壤地帯対策事業計画（第14次）の設定についてというところでございます。1ページ目をお開きいただきまして、特殊土壤地帯対策の概要ということでございます。

左半分がまず法律の概要のおさらいでございます。法律の目的といたしましては、災害防除と農地改良対策。それによって国土の保全と農業生産力の向上を図るという目的でございます。制度的には特殊土壤地帯を指定。その際には3つの要件、台風の来襲、雨量の極めて多いこと、かつ特殊土壤であるということ。この3つの要件を満たすところを大臣が指定すると。そのもとで今回ご審議いただくわけでございますけれども、特殊土壤地帯対策事業計画を設定して、国・地方公共団体が事業を実施していくというたてつけになっているところでございます。

右半分ごらんいただきまして、これは特殊土壤地帯の面積でございますが、国土面積の約15.2%を占めており、そこに全人口の10%の方々がお住まいになっておられるという状況でございます。地図のブルーに塗っているところが特殊土壤地帯の指定でございます。全県指定されているところ、一部が指定されているところ、さまざまでございますけれども、全県指定は鹿児島、宮崎、高知、愛媛、島根となっております。

2ページ目をごらんください。そうした特殊土壤地帯でございますけれども、昨年、国土審議会のほうで、左の真ん中でございますけれども、今後ともこの特土法に基づく特殊土壤地帯対策を引き続き強力に推進することが必要であるとのご意見をいただきまして、

特殊土壌地帯法が昭和27年からやられていますけれども、法律が延長されまして、平成34年3月31日まで有効期限が延長されたところでございますので、本年度中、平成30年3月までに、本日も審議いただきます特殊土壌地帯対策事業計画（第14次）を策定する必要があるということでございます。

右側は各種特殊土壌のおさらいでございまして、シラス、ボラ、コラ、赤ホヤ、花崗岩風化土、ヨナ、富士マサ等があるわけでございます。

3ページ目をごらんくださいませ。第13次特土計画におけます事業の実施状況のおさらいでございます。第13次特土計画期間は、平成24年から平成28年度となっております。この間行われました事業、総額で9,655億円となっておりますけれども、その事業種別のシェアを見ますと、下の図等におきまして赤系の色で表しているものが災害防除でございまして、治山、河川改修、砂防、農地防災等、こうした災害防除系の事業の割合が約8割となっております。そして農地改良対策、これがブルー系で表しているわけでございますが、おおむね2割ということになってございます。

県別にその事業実施実績を見ますと、鹿児島、宮崎、島根、熊本、高知など、おおむね全県指定になっているところ、事業量が多い形になっているわけでございますけれども、内訳的には各県さまざまございまして、特に右の図を見ていただきますと、鹿児島・宮崎等におきましては特に農地改良対策、ブルー系の棒グラフの高度が高いということから、鹿児島・宮崎におきましては農地改良対策のシェアが高いということがわかっていただけたと思います。

それから、ちょっと左の円グラフに戻っていただきまして、これにつきましては昨年度の分科会、平成28年11月に行われましたが、その場において和田委員からも、議論の中で土づくりの重要性のご指摘があって、その際にこういった事業費のシェアの中に土壌改良、土づくりのようなものを入れられないのかというようなご指摘があり、当時農水省からちょっと検討してみますということで宿題になっておりました。

ちょっと調べてみたんですけども、どうしても公共事業費が全体的に非常に多いものですから、全体が公共事業なんですけど、どうしてもシェア的にはなかなかこの円グラフの中に入れることができない形でございまして、土層改良工事の実績は金額で5億円程度でございました。ですので、この畑作振興の5%の中の1%ぐらいの割合になりますけれども、そのぐらいの5億円程度の土づくりの事業が取り組まれているということでございます。

4ページをごらんくださいませ。こういった公共事業の実施につきまして、特土法のメリットとして、後進地域特例法によるかさ上げと、それから一部シラス対策事業については地方交付税の優遇措置があるということをごさいます、このメリットがどれくらいあったのかということの検証でございます。

まず、この4ページ目の左上のブルーのところを見ていただきますと、後進地域開発特例法による国庫負担率の引き上げ。これにつきましては、昭和36年から特土事業計画に基づく事業に対しまして、後進地域特例法により国庫比率が引き上げられるわけでございます。

その実績でございますが、13次計画期間中の事業に対しましては、左の円グラフ真ん中に書いてございますが、総額68億円の国費かさ上げ効果があったということでございます。その国費かさ上げ分のシェアが、災害防除関係が73%、農地改良対策関係が27%ということで、事業費の割合に対しまして、後進かさ上げ額の貢献度部分は、農地改良対策により手厚くなっている形になってございます。

その理由といたしましては、その下の部分に書いてございますけれども、後進特例法の仕組みにかかわる部分がございます、後進特例法では、この特土計画の対象としている事業そのものも結構この特例法の対象で国費率がかさ上げされるんですけども、例えば治山・砂防ですとそれが1・2級河川対象の事業。特土法でしたらそれが全てのところ、ほかのそれ以外のところにも拡大される。例えば農業振興でいきますと、畑作振興、農業用排水、農道、区画整理などですが、特土事業計画に載っていれば、例えば土層改良とか客土とか、そういったそれ以外のものにもこの後進特例のかさ上げが適用されるという形になりますので、そういった意味で、特に農地改良対策でも、土層改良事業とかそういったものにつきましては、通常なかなか後進かさ上げの対象になりにくいんですけども、特土事業計画に位置づけることによって特土法が効いて、後進特例のかさ上げ額が実際に適用になってメリットが出るということでございます。

真ん中の円グラフの下に少し書きましたけれども、ですから先ほどの土づくりのところも、事業費的には畑作振興の1%程度しかなかったんですけども、この後進特例効果の中でシェアを見ますと、土層改良工事にかかる後進かさ上げ総額は畑作振興の15%。事業費別では1%しかないんですけども、かさ上げ効果で見ると15%ということで、かなりテコ入れの効果は出ていると見ることはできるのではないかと考えております。

右のほうをごらんいただきまして、この68億円のかさ上げ額の県別の割合ですが、後

進かき上げはそれぞれの県の財政力指数に応じて計算される面がございますので、鹿児島、宮崎、島根といったところも、事業量の多さもさることながら、こういった財政力指数も勘案しまして、特にこのかさ上げのメリットを受けていると分析することができると考えております。

また、右下の括弧のほうをごらんいただきまして、2つ目なんですけれども、シラス対策事業という分類をされているものがございます。これは農地保全・整備事業の内数でございますけれども、この中で排水路を整備して農地の浸食を防止する事業でございますが、これにつきましては、交付税に算入されます基準財政需要額に一定の償還金が算入されるんですけれども、その率がちょっと高まるということがございまして、通常の公共事業等債よりも、このシラス対策にかかわる事業につきましては交付税算入率が高まると。その結果、宮崎・鹿児島両県におきましては、約20億円ほどの交付税算入効果があったと分析をしているところでございます。

以上が、13次計画の事業実施に対する評価のところでございます。

5ページをごらんください。14次計画における視点ということでございまして、5年間の法の延長を受けまして14次計画を定めるに当たりましては、従来から引き続き強力に対策を推進するという視点に加えまして、近年関連する政策関連の計画、国が策定しておりますさまざまな計画、あるいは平成27年1月の土砂災害防止法の一部改正、そうした近年の状況を踏まえまして、対策事業そのものは公共事業を主としているわけでございますけれども、その事業を執行するに当たっての政策的視点、関連ソフトとの連携などの視点から計画をアップデートするというので、真ん中に入れております新たな視点として、大きく3つのところを計上しております。

1つ目は、農政のほうで大きく展開がございまして、農林水産業・地域の活力創造プランというものを策定しております。中身につきましては、国内外の需要拡大、6次産業化等の推進などを盛り込んでおりまして、そういったものを後ほどまたご説明いたします。

2番目の大きな柱として、国土形成計画を踏まえた社会資本整備ということで、国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成という視点も入ってきておりますので、それを反映させたいと思っております。

3点目に、土砂災害防止法の一部改正に伴う変更でございまして、こうした土砂災害防止法の一部改正に伴う基礎調査の完了、公表、あるいは要配慮者利用施設に対する避難確保計画の作成義務づけ等も、ソフト等との連携等の面におきまして反映をさせたいと考え



ているところでございます。

以下、これらの視点につきまして、資料でご説明申し上げます。6ページをごらんください。まず、農業面での取り組みに関するご説明をいたしたいと考えてございます。6ページ、新たな視点、農業面での取組。まず大きな枠組みといたしまして、平成25年12月に農林水産業・地域の活力創造本部、これは総理を本部長とする本部でございますけれども、こちらにおきまして、農業面では下の図の左側半分のほうでございますけれども、食料・農業・農村基本計画の趣旨も踏まえながら、この活力創造プランの中で、大きくまず緑の産業政策、農林水産業の成長産業化を目指しまして、生産現場の強化ということで、農地中間管理機構という公的機関が農地の貸し借りをを行うわけでございますが、その創設。あるいは需要フロンティアの拡大ということで、国内ニーズへの対応はもとより農林水産物の輸出ということをさらに強化していくという大きな流れ。さらにバリューチェーンの構築ということで6次産業化の推進、より付加価値を高めて地域の農業者がもうかるようにしていくという大きな産業政策上の流れ。

さらには、ブルーのほうで書いてございますけれども、地域がそういった農業活動を支えをしていくという発想のもと、農山漁村をしっかりと守っていくということで、多面的機能の維持・発揮という役割発揮も考えに入れながら、日本型直接支払制度ということを使いまして、しっかりと農村を守っていくと。この2つの大きな産業政策・地域政策で農政を組み立てていくということでございますので、特土法に基づく農地改良対策にもそういった趣旨を反映させていこうということでございます。

じゃあ、そういった概念がどういう具体的な現場で意味を持つのかということとは、7ページからちょっと事例をもちましてご紹介したいと思っております。こういった流れは既に取り組みがなされておきまして、7ページでごらんいただきますと、特殊土壤地帯対策事業（農地改良対策）の取組事例、鹿児島県霧島市の溝辺地域というところでございます。ここはもともとやはり大変シラス土壤地帯でございまして、農地が非常に未整備で、写真にございますように非常に浸食されやすく不整形な農地で、非常に生産性が低かったわけでございます。お茶も非常に霜の害を受けたり、用水が安定的に供給されないというところでございましたけれども、7ページの下右半分に書いてございますように、畑地帯総合土地改良事業、畑地帯総合整備事業、これらは特土の事業計画に盛り込まれている事業でございますけれども、こういった事業にメインに取り組むことによりまして区画整理、畑地かんがい、基盤整備、そして農業用水供給、経営規模の拡大、あるいは防災事業の導

入により災害の未然防止などに取り組みました。

その結果、8ページをごらんください。8ページの左半分なんですけれども、まず生産現場を強くして競争力を強化したということで、畑地かんがいを活用して安定した営農ができるようになりまして、また防霜にもこのかんがい用水を活用いたしましたり、高品質で安定した茶の生産が可能になって、霧島茶のブランド指定にもつながったということでございます。また、安定した用水供給によりまして、計画的な営農ができるようになりました。また、そうした中でブドウとかナシなど新たな農作物も導入し、観光農園等の6次産業化にもつながる。

さらには右をごらんいただきまして、個人営農から農業法人も17組織設立され、それらが設立された上で物産館、直売所など多様な活動も展開されている。さらにそれを下支えするものとして、真ん中の下でございますけれども、日本型直接支払制度の一つでございます多面的機能支払、これで集落皆でこういった農地の法面ですとかため池、あるいは水路などを守る取り組みもあわせて行っているということでございます。

その結果、ちょっとデータが古くて恐縮です。平成18年以降はちょっと旧市町村単位のデータがとれないものですから、若干古いデータなんですけれども、事業着手する前から見るとはるかに農業生産額も増えまして、安定しているということでございます。また、防災・減災の面におきまして、ハザードマップ、防災訓練、地域の防災意識の醸成など、さまざまな取り組みによって地域を強め、安定した農業生産が防災力のもと行われているという事例でございます。

さらに9ページをごらんいただきまして、国内外の需要拡大という意味におきましては、9ページをごらんいただきますとこの地域、霧島茶の生産がブランド化して強くなっているわけでございますが、実際にそういったものを日本国内のみならず、輸出という面におきまして、つくったものをよりブランド化を図った上で海外にも展開していくということで、霧島製茶さんのほうでは主に欧州、米国、ヘンタ製茶さんのほうではブラジル、シンガポールなど、輸出実績を見ていただきますとどんどん伸びてきているわけでございます。今後ともよりよいお茶を安定して生産してブランド化して、海外輸出も積極的に取り組んでいくと聞いているところでございます。

10ページ目をごらんくださいませ。去年話題になりましたところなので、土層改良の成功事例もちょっとつけてございます。これは場所が違いまして、鹿児島県西之表市西京南地区というところでございます。これは特土の事業計画に載っております畑地帯総合整

備事業でございますが、この中で土層改良事業、客土と暗渠排水と土壌改良でございますけれども、これに取り組みました例でございます。ここはサツマイモとサトウキビでございますけれども、地力低下、心土層の硬盤化が進む中で、土層改良事業によりまして、この心土破碎工、暗渠排水、土壌改良剤散布などを行いまして、収量が増加し、収益力も向上したということでございます。これは総合整備事業でやった例なんです、ちなみに特土地帯におきましては、単独で土層改良事業を実施することも可能という特例が特殊土壌地帯ではございます。

それから、11ページをごらんいただきたいと思います。農林水産業地域の活力創造プランの目玉の一つとして、この中間管理機構、これからどんどん担い手が高齢化していく中で、地域の農地をやはりより幅広い担い手の方が有効に活用していただくということが大事になってまいりまして、これは関連ソフトでございますけれども、ハード事業を行います際には、こうした農地を有効に貸し借りする公的機関の仕組みも有効に活用していただきまして、特殊土壌地帯対策でせつかく整備をした農地がしっかりと今後とも有効に使われますようにということでは、この中間管理機構の活用は大事な例でございます、特土地帯で探してみたところ、これは島根県雲南市大吉田地区、非常に中山間地域でございますけれども、こちらのほうで使った事例がございましたので、ご紹介させていただきます。

島根県は全県がまさ土の特殊土壌地帯でございますけれども、この雲南の大吉田地区でございますけれども、山間の農地も非常に狭くて条件不利なところでございますけれども、市町村、それからJAが一体となってチームをつくって、まずは法人化をしていくと。法人化をしていくに当たってこの中間管理事業を使いまして、いろいろな事務の補助ですとか営農指導といったことを通じまして、平成29年1月には、ちょっとわかりにくいんですけども、真ん中のピンクのところしか担い手が持っていなかったものが、右の赤、ほぼ全域にわたりまして、かなりの部分にわたりまして、担い手が中間管理機構を通じて農地が集積されたという事例でございます。

12ページをごらんくださいませ。以上が農業の視点でございます、次に2番目、社会資本整備全体の大きな配慮でございます。社会資本整備に関しましては、平成27年8月14日に第2次国土形成計画が閣議決定されてございまして、その趣旨を踏まえたものでございます。この中におきまして、災害に対して粘り強くしなやかな国土の構築というのは従来からあったわけでございますけれども、この中で新たにこの下のほう、赤く囲っ

たところでございますが、国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成、この部分が追加になってございまして、今回の第14次特土計画に反映をしたいということでございます。

この国土の適切な管理による安全・安心で持続可能な国土の形成というものの中には、農地、森林の保全と多面的機能の発揮、これは先ほど申し上げました農林水産省の地域の活力創造プランの中の日本型直接支払による農地の保全・管理といったものとも関係するわけでございますけれども、そうした持続可能な国土管理。それから美しい景観、自然環境の保全・再生・活用、多様な主体による国土の国民的な経営など、そういった観点が盛り込まれておりますので、この趣旨を盛り込みたいというところでございます。

それから、13ページをごらんくださいませ。個別事業にかかわる新たな視点のご説明に入っております。

まず、治山事業でございます。近年集中豪雨等による山地災害が頻発しているわけでございますけれども、だんだん木も壮齢林になってまいりまして、流木災害が顕在化するなど、山地災害の発生形態も変化してございます。そうした中、平成28年5月24日に閣議決定をいたしました森林・林業基本計画におきましては、山地災害の防止、被害を最小限にとどめるという観点で、特に事前防災・減災対策としての治山事業を推進するという観点が入ってございますので、今般の事業計画のほうにも盛り込みたいと考えております。

それはどういうことかと申しますと、事前防災・減災対策ということで、荒廃山地の重点的な復旧・予防対策、予防治山事業でございまして、荒廃危険山地の崩壊等の予防等があるわけでございますが、そうしたことを通じた効果的な流木対策。

下のほうに写真で事例をつけております。これは熊本の阿蘇の事例でございますけれども、治山堰堤を整備することで、そこに砂をためて河床をできるだけ緩やかに安定させていくということと、山の斜面を安定化させて、森林の生産基盤を確保するという目的があるわけでございますけれども、平成14年施工、13年施工といった治山堰堤があったわけでございますが、さらにその上流に26年度に治山堰堤を整備していたと。その重なった効果もございまして、平成29年、地震により土砂災害が発生したわけですが、こういった治山ダムが整備されていたことによりまして、下流域への土砂流出が抑制されたというような効果があったということでございまして、こうした事前防災・減災対策というような治山対策をより一層進めてまいりたいという趣旨がございまして。

14ページをごらんくださいませ。これはちょっと国土交通省さんの部になりますけれ

ども、治水の観点でございまして、この下半分のほうをまずごらんいただきますと、平成25年6月に、まず災害対策基本法が改正されたわけございまして、ちょっと条文書いてございますけれども、この中で高齢者、障害者、乳幼児、その他特に配慮を要する者、これを要配慮者ということで明確化した上で、そういった方々のうち、災害発生時の避難、特に支援を要する方の名簿を「避難行動要支援者名簿」と称するわけでございますが、この作成の義務づけが規定されたわけでございます。

この災害対策基本法の改正の後、平成27年9月18日に第4次社会資本整備重点計画が策定されたわけでございますが、そうした中で、真ん中の右の囲みでございますけれども、土砂災害についてはこういった要配慮者利用施設、防災拠点の保全、人名を守る対策の重点的な実施、それから後ほどご説明がありますけれども、土砂災害防止法に基づく警戒区域の基礎調査結果の公表などの文言が書き込まれておりまして、こうしたハード・ソフト一体となった対策の推進という趣旨も書き込まれたところでございますので、事業におきましてこういった観点につかまして、特にソフト対策との連携ということで留意をしていくという趣旨も、今回の計画の中に盛り込んだところでございます。このほうでは、後ほど国土交通省さんのほうからまたご説明がございまして。

15ページをごらんくださいませ。農地防災・保全でございまして。これにつきましては集中豪雨等、これは農地防災でも同じございまして、豪雨、地震、こういった際に農地とかため池が決壊いたしますと、農地のみならず、例えばこの下の写真で見ていただきますと、上で農地が崩壊いたしますと、その侵食が下に参りまして、その下に家とか県道とかいったものがあるということでございまして、農地防災・保全につきましても単に農地だけではなく、その周辺地域の保全、住宅ですとか公共施設等を含むわけございまして、そうした農用地、農業用施設の災害の発生未然防止のみならず、こうした周辺の住宅ですとか公共施設も含めた周辺地域の災害の発生未然防止という観点が、平成28年8月28日に閣議決定されました土地改良長期計画においても盛り込まれましたことから、こういった趣旨を今回の特殊土壌地帯の事業計画のほうにも盛り込んでまいりたいと考えているところでございます。

16ページ以降につきましては、土砂災害防止法の一部改正のほうにつきまして、国土交通省さんのほうからご説明をお願いいたします。

【今井砂防計画課長】 では、引き続きまして16ページ以降説明をいたします。今ほどハード対策の分野について言及があったわけでございますが、ここからはソフト施策と

の連携の強化になります。

土砂災害防止法の改正を今般2度行っております。1点目は16ページごらんのとおり、広島に土砂災害を受けての改正になります。26年、ご承知だと思いますけれども、土砂災害で77名の方が亡くなりました。うち74名が土石流等の土砂災害で命を落とされています。このような地域、特殊土壌地帯のうちの花崗岩、メディアで最近こういう花崗岩は崩れやすいといった報道があるかと思いますが、まさにその中にあった地域でございます。

次のページをごらんください。土砂災害防止法は平成13年から施行されているわけでございます。いわゆるソフト対策の一環で、土砂災害から人命を守るための特に警戒避難に係る分野でございます。危険な箇所を指定をして、住民に知らしめるということが最も大きなものになってございます。

下半分に書いてございます。黄色と赤でくくってある地域、土砂災害のおそれがある地域と、特に建築物に大きな影響がある区域と、イエローゾーン、レッドゾーンと我々呼んでおりますけれども、この調査を都道府県が着実にやってきているところでございます。今般のこの改正は、この基礎調査の公表の部分に当たります。右のグラフをごらんください。現在の想定でございますが、全国でこの調査が終わりますと、約67万カ所の区域の土砂災害の危険箇所が公表できるものと思っております。

次の18ページをごらんください。具体的中身でございます。広島に26年の土砂災害は、同じような地域で、そこからさかのぼること15年前に同じような土砂災害が起きた地域であります。その後、土砂災害防止法が制定されて、危険箇所の公表を順次行ってきたわけでございますが、大きな反省点として、地域にお住まいの方に十分にその危険性が伝わっていないという反省がございました。

今般の改正は、まず調査が終わればすぐに公表する。調査主体は県でございますが、公表をすぐさま行う。従来は地域へ説明を行うなり、市町村長さんの意見を聞いたところでございますが、その項目は残すとしても、すぐさま基礎調査を公表するという作戦に出たわけでございます。この目標を現在平成31年度、この31年度をもって基礎調査を全て完了して、公表していきたいと目標を立てたところでございます。

もう一点、19ページをごらんください。平成28年8月、東北・北海道を襲った台風でございます。この時大きな課題となったのが、まず右下の写真をごらんいただければと思います。「グループホーム楽ん楽ん」というところでございますが、これが水位が上昇し

て、要援護者、要配慮者が全員亡くなるという悲惨な災害がございました。

これをなくすためには、この要配慮者施設において、まず避難するという計画をつくること。そして、その計画に基づいて避難訓練を行うということ。これが大事だということ、土砂災害防止法等も一部改正をして義務づけということを行ってきたところでございます。中段のところに書いてございます。避難確保計画の作成の義務づけと、その計画に基づく避難訓練の実施を義務づけたところでございました。これが2点目になります。

以上、2点を今般のソフト対策の施策として、計画に位置づけるということにしていきたいと思っております。以上です。

【松本地域振興課長】 引き続きまして、以上のご説明の事情のもと、特殊土壌地帯対策事業計画（第14次）（案）のほうのご説明に参ります。資料3のほうをごらんくださいませ。

今回、この資料3のほうにおきまして、第14次計画（案）の中で改正をお願いをするところ、第13次から変更を考えている、そこをアンダーラインしてございますので、そのところのご説明を差し上げたいと思っております。

まず、特殊土壌対策事業の計画策定の意義でございます。この3パラグラフ目でございますけれども、「農業面では」というところでございます。先ほどご説明申し上げましたけれども、農林水産業・地域の活力創造プランの内容を踏まえまして、この意義のところにおきましては、「農業面では、国内外の需要拡大、6次産業化等の推進、農業構造の改革と生産コストの削減、多面的機能の維持・発揮など農林水産業・地域の活力創造プランに基づく取組を推進する必要がある」と書き加えさせていただいたところでございます。

その次のパラグラフは、「平成29年3月」などテクニカルな修正でございます。

その一つ下でございます。「一方、社会資本整備に関しては」というところでございますけれども、これにつきましては、ちょうど5パラグラフ目になりますけれども、「社会資本整備に関しては」というパラグラフの最後のほうでございますけれども、「さらに、安全・安心で持続可能な国土の形成を図るためには、国土を適切に管理していく取組が必要である」ということで、国土形成計画の改定を踏まえた修正とさせていただいているところでございます。

次のページをごらんいただきます。個別対策事業の中身に関するところでございます。最初のパラグラフのところは、期間延長に伴う技術的修正でございます。

(1) 治山でございますけれども、これにつきましては、先ほどご説明しました森林・

林業基本計画における変更を踏まえまして、「山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性向上に資するため、特に、事前防災・減災対策としての治山施設の設置や機能が低下した保安林の整備を推進する」というふうに修正をさせていただきたいと考えているところでございます。

引き続きまして、(2)の治水のところでございますけれども、先ほどご説明がありましたとおり、第4次社会資本整備重点計画を踏まえまして、「災害に強い」からのパラでございますけれども、河川改修・ダム整備等のほか、「要配慮者利用施設、防災拠点、重要交通網等に対する整備を推進」というふうに修正をさせていただくところでございます。

それから、(5)でございます。農地防災・保全でございますけれども、「特殊土壌地帯の農用地」というところは変わりませんが、「及びその周辺地域並びに農業用施設」ということで、農地周辺施設の住宅等のことも含めて、農地防災のための事業を推進していくという土地改良長期計画の変更を踏まえた修正をお願いしているところでございます。

(6)農用地整備の事業のほうでございますが、これにつきましても、農林水産業・地域の活力創造プラン及び土地改良長期計画の変更を踏まえまして、文言的には「国内外の需要に対応した多様な農業生産を行うため、畑作や畜産の振興等を図ることとし、収益力の向上、生産コストの削減等を通じて競争力のある農業を展開するための基盤を整備する事業を実施する」と。

農用地整備のほうでございます。ここはテクニカルな修正でございます、「基幹的農業水利施設及び農業用道路の整備を実施するとともに」、文言加えなどを行っているところでございます。

3ページ目をごらんいただきまして、特殊土壌地帯対策事業の実施に当たっての配慮事項でございますけれども、(3)ソフト施策との連携の強化のところにつきましては、土砂災害防止法等の改正、あるいは農林水産業・地域の活力創造プランの制定を踏まえまして、(3)ソフト施策との連携の強化、3行目からでございますけれども、「平成31年度末までに土砂災害防止法に基づく基礎調査を完了させるとともに、基礎調査結果の速やかな公表や」というところを追加し、その後、「土砂災害ハザードマップの作成等」は変わりませんが、「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成や避難訓練実施」という文言につきまして追加させていただいたところでございます。

また、その2つ下の行でございますが、また書きのところ、ソフト施策連携の農業面のほうでございますが、「強い農業と美しく活力ある農村を実現するため、農地中間管理機構



による農地の集積・集約化、6次産業化による付加価値向上、日本型直接支払制度による地域資源の保全管理と多面的機能の維持・発揮等関連するソフト施策を併せて推進する」という形で、ソフト施策との連携の強化のところも加筆修正させていただく形で今回ご提案させていただくということでございます。

最後のページに、特殊土壌地帯対策事業の一覧という形で載せてございます。こちらのほうはちょっと事業の再編等によるテクニカルな修正がございましたけれども、その部分を反映させたものでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

【原田分科会長】 ありがとうございます。ただいま事務局から、特殊土壌地帯対策事業計画（案）に関する説明がありました。事業計画案及び今後の特殊土壌地帯対策のあり方などについて、各委員より、現場の状況、あるいはご専門の立場などを踏まえてご意見をいただきたいと思っております。どこからでも構いませんので、よろしく願いいたします。

いかがでしょうか。

【石川特別委員】 私は土砂災害のほうを担当しているんですけれども、あと治山のほうですね。昨年、北九州のほうで豪雨によって非常に甚大な洪水災害が起きましたけれども、今回の特殊土壌地帯に入っていませんけれども、朝倉のほうでも花崗岩地帯で非常に大きな崩壊等が起こって、あと、土砂が下流のほうまで来たり流木が流れたりして甚大な被害が起こっております。ということで非常に今、やはり花崗岩地帯のような弱い地盤に対しては、大きな雨が起ると、その土砂とか流木も下流のほうに来て被害も大きくなるということで、こういったハード対策、それからソフト対策が必要だと思っております。

さらに、一昨年は熊本地震が熊本地震のほうでありましたけれども、そちらのほうでも、特に阿蘇地域においては斜面崩壊がたくさん起きて、また、火山灰ということで地割れといいますか亀裂がたくさん入りまして、そのために、地震自体は4月に起こったんですけれども、6月と7月の梅雨の時期にさらに雨が降って、土砂災害とか土砂の流出、崩壊というのが起こりまして、死者も出ております。そうしたことで、非常に地盤が地震に対しても、また雨に対しても弱いということで、こういったハード対策やソフト対策は強化することが必要かと思っております。

特に、昨年の朝倉の被害では流木がたくさん流れて、下流のほうで橋に詰まったり家を壊したりしてございまして、こういった流木もやはりこういった弱い地盤では流れやすいと思っております。どうしても下流まで流れやすいところで対策の強化が必要だと思っております。

ということで、今回の事業計画の改正につきましては、非常によいことだと思っております。

以上でございます。

【原田分科会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【佐藤委員】 九州大学の佐藤と申します。

今、石川委員が朝倉のことをおっしゃったので、私も福岡県に住んでおまして、九州大学として今ずっと支援をしておまして集落などにも入っているので、その経験からお話しさせていただきます。1つは、この特殊土壌地帯に指定されていないけれども、花崗岩地帯だとかそういった危険な箇所が残っている場合は、土壌の条件とプラス農業条件とあわせた追加指定というのが可能なのかどうかというのが1点と。

それから、67万カ所土砂災害の危険箇所がある、公表されるだろうと報告がありましたが、そのうち、この特土地帯にはどのぐらい集中しているものなのかというのがわかりますでしょうか。一番初めに言われた面積的には国土の15%、人口10%であるけれども、その危険箇所としてはどのぐらい集中しているのかというのを教えていただきたいと思えます。

それと、すみません、順番が朝倉の話からずれたんですけれども、朝倉のほうでは、特に農業用ため池が非常に決壊しているのと、やはり流木がそこに詰まったというのが災害を大きくしたので、やはり森林と農地と河川と道路と、改めてその連携対策が必要だと感じました。それから住民の方々の声を聞くと、いわゆる省庁によって、堰堤と言ったり堰と言ったりダムと言ったり、それから治山ダムと砂防ダムの違いですとかそういうことも含めて、住民の方にとって非常に言葉自体からわかりにくいものが多いということなので、今後ソフト対策を強める場合には、特にそういった言葉の問題からきちんと伝わるような形で配慮すべきだと思いました。

以上です。

【原田分科会長】 具体的にご質問などご注意の点をいただきましたので、何かあればと思えます。

【松本地域振興課長】 佐藤委員から、まず特殊土壌地帯の指定についてご質問がございました。

特殊土壌地帯の指定につきましては、国土交通大臣、農林水産大臣、総務大臣が指定す

るということになってございますけれども、事務的には、要項的には台風の来襲頻度が非常に高いと。それは台風頻度が平均以上の地帯であるというのが1つ目。2つ目に雨量が極めて多いと。それが年間降水量が2,000ミリ以上ということになってございます。3番目にシラス等の特殊な火山堆出物、花崗岩風化土等の土壌で覆われ、地形上年々災害が生じているといったことが条件となつてございます。

そうした中で、この特殊土壌地帯の指定につきましては、昭和42年8月の第5次追加指定以降変更されていないというのは事実でございます。他方、そういった中で特殊土壌地帯の地帯指定を見直すべきではないかという議論もこれまで多々行われておりまして、直近では平成23年、ちょうどまさにこの終わった第13次の計画を策定する場でございますけれども、平成23年10月に開催されました国土審議会特土分科会におきまして改めて特殊土壌の状況を精査いたしまして、近年の台風の襲来頻度、年降水量の気象状況並びに土砂災害、水害等の発生状況につきましてご審議いただいた上で、当委員会の意見として、追加について検討したものの、その必要はないという意見で一致したという事例がございます。

なので、またこういったものにつきましては、そういった自然災害の発生状況等大きな変化ということが客観的にあれば、またこの分科会の場で議論していくということは可能でございますが、前回の特土分科会におきましては、その必要までは見出せないという結論に至ったというのは、情報としてご説明したいと思っております。

【佐藤委員】      ありがとうございます。

【今井砂防計画課長】      国土交通省からでございます。先ほどの資料2の18ページを再度ごらんいただければと思うのですが、基礎調査の完了予定年度でまだ完了していない、平成30年と31年のところがまだ結構ございまして、これは感覚的で恐縮なのですが、今、調査結果をいただいている状況では、若干西日本がやはり箇所的には多いかなという気がしています。ご指摘踏まえまして、確認しておくことはやはり必要だと思っておりますので、すぐ完了はできませんけれども、頭に入れて今後作業を進めるようにしていきたいと思っております。ありがとうございました。

【佐藤委員】      詳しく指定要件について教えていただいて、ありがとうございました。冒頭、局長からもお話があったように、雨の降り方が変わっていて、今回朝倉のほうでは台風ではなくて、いわゆる線状降水帯と言われる積乱雲が常に起こって、広島の実害よりも多い日雨量500ミリを超えるというような集中豪雨で、実は文献なんかを調べてみる

と、江戸時代にも同じ地帯で大きな災害があったというような記録もあります。やはり台風だけではなくて、集中豪雨についてもぜひ今後配慮して、指定を考えていただければと思います。ありがとうございました。

【松本地域振興課長】　　ちょっと補足しますと、この特殊土壌地帯法というのは、もともと台風の来襲を受けて大きな被害を受けたということもあって、議員立法でございまして、この法律の立法趣旨といたしまして、非常に「台風の来襲を受け」ということに対する対策。特殊土壌地帯法の第2条の中で、「しばしば台風の来襲を受け雨量が極めて多く、かつ特殊土壌地帯」というのは、法の2条の中で明確にこの法律の立法趣旨としては書かれているところでございます。

ですから、いろいろな災害に対していろいろな法律で対応するわけでございますが、この特殊土壌地帯法で台風やそういったもの、雨量、特殊土壌以外の要因を盛り込もうとするのであるならば、ちょっとその法のたてつけ自体を見直していくということも必要になってきてまして、単に基準の見直しということだけでは済まないものも出てくるということは、ちょっと補足的に申し上げておかなければいけないかなと思っています。

【佐藤委員】　　ありがとうございます。

【野村国土政策局長】　　私からもちょっと補足で、法律の趣旨は今説明があったとおりでございますけれども、一方でももちろん客観的に雨の降り方も変わっているということも踏まえて、少しその前にもお問い合わせありましたけれども、実際にどこでどういうことを原因として、どのような災害が起こっているのかということをしちゃんと客観的にまず把握をするということは、そもそもの姿勢としてはそれはきちんと保持をして、科学的にアプローチをしていくということはもちろんやっていかなきゃいけないかなと思っていますが、一方ではちょっと法律のたてつけがあるということだと思いますので、今のご指摘はしっかり踏まえていきたいと思っています。

【佐藤委員】　　ありがとうございます。

【原田分科会長】　　ありがとうございます。あと、連携の点とか用語の点等にご注意いただきまして、これはまた展開していく中で考慮いただけるとと思います。

【和田特別委員】　　さっき佐藤先生がおっしゃいましたこと、私もちょっと同じことを感じていまして、でもご説明いただきまして、趣旨は十分理解いたしましたけれども、やはり台風の経路も随分変わっていますので、やはり法律も皆様に理解していただいてちゃんと執行できるということをいつも頭に置いていかなきゃいけないと思いますので、やは

り見直しが必要か必要でないかということは、いつも注意しておいたほうがいいかなと思います。

それから、一つ私の専門の立場からささいなことなんですが、特殊土の名前ですね。名前についても、これを指すということは別に私異議ありませんけれども、名前についても学術的な立場からいろいろな名前がありますので、統一するとか、そういうことはちょっと考えたほうがいいかもしれないなと思います。

それから別件ですけども、前回私は土壌改良についてご指摘いたしましたけれども、私は法律の詳細について十分理解していないで指摘したところもあるんですけども、先ほど十分考慮いただきまして、それからご説明いただきまして、ありがとうございます。そういう土壌改良にかかる金額というのは全体としては非常に少ないということですけども、少なくとも短期的には費用対効果の非常に大きいものですので、今後とも目配りして、ご配慮していただければと思います。

私のほうも九州各県の試験研究機関などにもちょっとこのような情報を提供して、この法律の趣旨にのっとり、単なる心土破碎とかそういうことではない土壌改良というのも研究対象として提案していったらどうかというようなことも提案していきたい。私のほうから試験研究機関のほうなんかにも提案していきたいと思います。ご配慮、よろしく願います。

【原田分科会長】 ほかに、いかがでしょうか。

【前田特別委員】 すみません。それでは僭越ではありますが、考えてみると、本当に国土交通省はじめ農水省には、地域の活性化のために、あるいは農地保全、あるいは防災・減災、いろいろな面で本当にお力添えいただいております。私たちも中山間地域の行政をつかさどる者として、いつもいろいろな事業を導入させていただいて、本当にありがたいと思っている次第でございます。

それで、せっかくこのような機会を与えていただきましたから、ちょっとご要望も含めてお願いを申し上げたいと思っているんですが、1つは、この法律が昭和27年に決まってからもう66年経過しているということもございまして、我々も農地保全なり基盤整備なりかんがい排水なり、いろいろな排水事業も含めて取り組ませていただいておりますが、よく言われますように、維持管理の面でもう改修時期が来ているという面での、この事業のある面では活用というのが、今後このように前向きな、本当にいろいろな角度から今までのプロセスをしっかりとめた中で今回改正をいただけるということでもありますから、

非常にありがたいと思っているんですが、もう以前、やはり農地保全、基盤整備事業をやった。それがもう改修しないとどうにもその機能が低下し、長寿命化を図るという面で、どうしてもそういう面での採択というか、もう単独でやるというのはなかなか今のような財政状況からすると厳しいものがございますので、そういう面でのこの運用というのが、ある程度弾力的な取り組みができるのかどうかというのが1点でございます。

それともう一つは、国交省の管轄であると思いますが、ダムでの洪水調整というのは、もう非常に我々にとってはこの上もないありがたいことございまして、先ほどもありましたように線状降雨帯というか、もう本当に急激な雨が降ってまいりますと、こういう面でやはりダムの洪水調整の機能というのは非常に大事になってきているなど。

内水を排水する際に両河川の河川上の水位が上がってまいりますと、せっかく内水を吐き出すところが、今はもう農業形態も変わりがちで、まさに競争力強化の時代で生産性を上げ、所得を引き上げていくという面で、やはり地域の活性化、成長産業に続けるためには、宮崎県は特になんですけれども、もうどうしても施設型と土地利用型をうまくバランスをとってやっていかなきゃなりません。

そうなりますと、もう内水排水がばーんと集中的に入っていくものですから、そうなりますと、洪水調整の中で両河川が水位が上がらないような洪水調整というのをしっかりやっていただきながら農地保全という方向、あるいはまた中山間地の周りにある民家を守るための取り組み等々のそういう内水排水が、言うならばしっかり確保されていくというのがどうしても重要になってくるなという思いをいつも強くいたしております。

そういう面では、国交省はじめいろいろな面で、ホットラインを結んで対策なり指示をいただいております。本当にありがたいことだと思っておりますが、そういう思い悩みをしながら、一方ではもう改修時期をやらなきゃいかんという思いもございまして、そんなこと等を含めて、今日はこういう機会をいただきましたから、私たちが地域の活性化を図る競争をせよという面では、そこに住み続けられるような環境、それはもう一つはやはり基幹産業は農業ですから、これが本当に競争力強化の基盤整備というのを積極果敢にやらせていただきました。

これからもそれをしっかりまたこの事業にのっかってやらせていただきたいと思いますと思っているんですが、そういう維持管理をする上で、あるいはこれからそういう体制を強化する意味において、今回のこの前向きな改正については非常にありがたい思いながら、それとあわせてそういうお願いができますならば本当にありがたいと思っておりますので、それに

ついてコメントいただければありがたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

【原田分科会長】 はい。いかがでしょうか。

【大政治山課長】 それでは、少し私のほうから今の改修というか、治山の部分についてお答えさせていただきます。資料3の一番後ろにいろいろ事業名が載っているところかと思えます。治山の事業でございますと、治山直轄、補助で、治山・地すべり防止と書いてございますが、こちらのほうはそういうような改修の部分のものにつきましても、この中に含まれるということで整理させていただいているところでございます。引き続き、まさに今、堰堤等も古くなってきてございますので、改修というのは非常に重要なことだと捉えておりますので、そちらにつきましても各都道府県と連携とりながら進めていきたいと考えているところでございます。

【松本地域振興課長】 和田委員から、特殊土壌の名前のお話がありました。本特殊土壌地帯法、あるいはその運用におけます特殊土壌の定義というのは、特殊土壌地帯指定基準要綱、これが昭和27年のこの第1回のこの審議会で決定されたものがございまして、それ以降変わっていないわけでございます。

この要綱の下に例示された特殊土壌の解釈、これも昭和27年9月18日の第1回本審議会了解というのがございまして、ちょっと和田委員のご指摘のご趣旨と、それからこの非常に歴史的にもう昭和27年に決められているこの解釈と、どういう問題意識の中でずれがあるのか、ちょっと今事前にわからないところがありますけれども、そういった要綱、あるいは解釈ペーパーの運用のようなものを含めて、具体的に和田委員からまた何かその問題点をご指摘いただけましたら、また勉強してまいりたいと思っております。

それから、前田委員からのお話でございます。農業用排水施設につきましても整備した後、維持管理がかさむ中でどんどん老朽化してきていて、長寿命化対策が非常に必要であるというご指摘でございます。

これにつきましては今般の文言の中で、基幹的農業水利施設の整備の中に、長寿命化対策のところもかなり力説するかどうかちょっと迷ったところでございますが、特土対策を多く行っております鹿児島・宮崎の実情といたしまして、今般まだこの事業計画で走っている事業の中身を見ますと、まだまだ畑地かんがい、農業用水施設の水源整備、畑地かんがい施設の整備がメインでございまして、長寿命化等もまだ行われておりますけれども、特にこの特殊土壌地帯対策としてはまだそこがメインではなかったということから、今回の事業計画の見直しでは長寿命化等の文言は、この特土事業計画としては入れませんでし

た。

ただ、前田委員ご承知のように、土地改良長期計画の中では戦略的な保全管理の推進ということで入ってございますし、また土地改良法改正の中でもそうした保全管理の観点が入ってございますので、そういったところで農水省としてはしっかり対策をしまいたいと思っているところでございます。

【和田特別委員】 特殊土壌の前のことなんですけれども、全然本質的なことではないんですけれども、ちょっとついでに申し上げたという面もあります。趣旨は、私はその第1回の要綱というのを存じておりませんでしたけれども、恐らくそういうところでちゃんと定義させているのは定義されているだろうとは思っています。ただ、この名前というのが、通称のほうがわかりやすい面もありますけれども、例えば農水省さんでしたら農業環境技術研究所の方、土壌の分類なんかをやって、あの体系というのがありますね。そういうものにのっとった名前を付記するとか、そういうこともあっていいんじゃないかなという程度のことです。

【松本地域振興課長】 わかりました。

【原田分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

【宮本特別委員】 鹿児島大学の宮本でございます。私は植物学、野生植物が専門でございまして、それであちこちの山とか沢とか歩き回っている、そういう体験から2点申し上げたいと思います。

1つは、資料3の2ページ目の2の(4)道路防災のところなんですけれども、先ほどご説明がありましたように、この計画というのは豪雨等、台風等の災害、土砂災害がもとでつくられたということですので、それで大変納得したんですが、九州の中南部というところは火山災害の多いところでございます。特殊土壌の一部というのは火山噴出物でもあります。過去の火山噴出物だけではなくて、日常的に目の前で火山が噴いて、現在進行形でその噴出物が出てきている。それが積もっていつている場所です。

先日も噴火がほかのところでもございましたが、今、日本列島全体で火山の活動が活発化しているというようなことを言っている専門家もいらっしゃいますので、そういう意味では火山の噴火などと豪雨や台風などの複合災害ということもあり得ると。それに対して、道路の防災等をどうしていくのかというようなことを考え始めていただけたらありがたいなと思います。

実際には豪雨の時には軽石等が斜面だけではなくて、やはり平地のほうまで流れてきて、



それを除去するために非常に費用がかかるということを鹿児島市の担当者から伺ったこともございますので、その辺をきちんとやることによって、そういう費用がなるべくかからないようにしていくというのも、地味ですけれども地域振興に役に立つのではないかと考えております。

それともう一点、今回の新しい計画の変更の対象にはなっていないようですが、3ページの3の(4)環境との調和への配慮につきまして、一言コメントをさせていただきたいんですが、ここで緑豊かな斜面空間の整備ということで、特に道路の法面等については、以前はいろいろな外来の植物の種子を吹きつけるなどということがよく行われていたんですけれども、最近は自然に配慮して、在来種、もともと日本にある植物の種をまくとか、あるいは逆に誰が見ても外来だとはっきりわかるというようなものを植える、あるいは人の手を経ないと繁殖できないようなものを使うというような環境に配慮した工法がかなり開発されてきて、非常に喜ばしいことだと思っております。ただ、特殊土壌地帯ということではないのかもしれないんですが、崩れやすいところというのはいわゆるかく乱ということになりますので、そういうところに外来植物がどんどん入ってきて繁殖拠点になっていくというような事例が散見されます。

私は県の外来種対策の委員もしているものですからちょっと気になっているんですが、もとの生態系へのいろいろな悪影響がある外来生物もございまして、高速道路とか国道とかも含めて大きい道路から林道へ、どんどん山の奥のほうへ入っていく。保護区の中にまで在来種に悪影響を及ぼすような外来植物が入っていくというようなことがよく起きます。

そういう繁殖の拠点になるようなところが、特殊土壌のあるような崩れやすいようなところだという結果が調査で出つつあるところがございますので、そのあたりのところも配慮いただくとすると、ここの(4)の文章のところ、例えば特殊土壌地帯対策事業については、「自然生態系に配慮して」というのがそこにちょっと入って、緑豊かな斜面空間の整備というような後段の文章に続いていくような方向にさせていただけるとありがたいかなと思います。今回は特に強い変更を求めるものではございませんが、それが配慮されると、さらにより自然環境というのが保たれるのではないかと思いますので、コメントさせていただきました。

以上です。ありがとうございます。

【原田分科会長】      ほか、いかがでしょうか。

【弓削特別委員】      先ほど前田委員からの更新事業のお話が出ましたので、私もそれに

関連してお願いというか、お聞きしたいところもあるんですが、やはり私は九州中心なんですけれども、いろいろ国営事業とか県営事業などで行われた農業水利施設を見せていただくと、前田委員がおっしゃったように非常に劣化が進んでいて、本当に抜本的な対応が必要なのかなということは日々感じています。

特に最近非常によく耳にするのが、農業用、あるいは洪水調節目的のダムで堆砂が非常に激しいということを知っておりまして、本当に何カ所か現場を見せていただくと、これは計画堆砂量がもともとちゃんと見積もられていたのかなというような印象を持つぐらいのところもあります。

その原因をお聞きすると、やはり背後の山林の管理がなかなか行き届いていないと。それでどうしても堆砂量が当初の計画よりも多くなってしまって、しゅんせつして、またそれをどこかに持って行って、またしゅんせつしてというところが多く、抜本的な解決とは言えないような対応がなされているということはよく聞いております。

それをお聞きすると、やはり治山ということが人命にとっても非常に大事ですけれども、地元の農業ですとか農地防災の観点からも非常に重要になってくるのかなということを感じていたところです。

それで、本日の資料3の2ページの先ほどご説明がありました治山のところなんですけれども、ちょっと失礼な言い方になるかもしれないんですけども、前回の計画からすると少しトーンダウンしたのかなという印象を持っておりまして、この資料を拝見すると、森林・林業基本計画の変更を踏まえて修正されたということなんですけど、もう少し先ほどご説明がありましたような、農水省さんとしてもこのあたりは力を入れて推進していくところが伝わるような書き方にしていただけると安心なのかなということ、まず1点目、それを感じました。

**【大政治山課長】** 貴重なご指摘、本当にどうもありがとうございます。こちらの部分につきまして、特に治山事業ということでございまして、まさにご意見いただいておりますのは森林全般のところかなと感じているところでございます。特に治山事業におきましては、保安林の中での森林の整備というところを治山事業の中で実施しているところでございまして、そういうところもございまして、今回その保安林の森林整備の部分につきましては、特段前回との書きぶりについては変えなかったというようなところが実情でございます。

ただご案内のとおり、まさに山というのはきちんと手入れもしなければいけないし、先

ほどご説明の中にありましたけれども、まさにだんだん木が大きくなってきておりまして、それがやはりいろいろなところに影響しているということもありますので、きちっと使う部分というところも考えなければいけないし、山の木を使えば、やはり人が入って手入れをするということになりますので、まさに中山間の雇用も生まれるし、いろいろないい循環もいくのかなと思っているところをございまして、林業全体の政策といたしましてはそういうことを踏まえて、森林・林業基本計画というのを策定させていただいているところをございます。

今回の特殊土壌の中で、どうもメニューが出てくるのは森林・林業の中でちょっと治山だけでございまして、そういうこともありまして、書きぶりとしてはこの中で入りきれなかったということがございすけれども、全体としては先生ご指摘になったようなことを進めていきたいと考えているところをございます。

**【弓削特別委員】** ありがとうございます。それともう一点よろしいでしょうか。

最初のほうで、昨年の日田、朝倉の豪雨災害のお話があったんですが、この特殊土壌地帯の指定地域というのも県別に指定されているんですが、朝倉とかはちょっと違うと思うんですが、例えばああいう土砂災害があった時に、やはり今回のケースでいくと、筑後川を流下した土砂とか流木が結局海のほうへ流れてきて、佐賀県も非常な影響を受けまして、干潟の漁業ですとか、あと環境にも非常に大きな影響があったということがありました。

なかなかやはり報道には出にくいところだとは思いますが、やはりこういう特殊土壌の災害というのは、県別という話ではなくて流域レベルで考えると、指定されていない県も決して無関係ではないと思いますので、この法律なり計画が非常に重要であるということと、特殊土壌地帯に指定されている県だけのためのものではないということをしてPRしていただくとありがたいなと思います。恐らく佐賀県の人たちは、まさか自分たちが影響受けるとは夢にも思っていなかったと思いますので、よろしくお願いします。

**【原田分科会長】** ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

**【作野特別委員】** 失礼します。島根大学の作野と申します。私は専門は人文地理学で、過疎地域や集落の研究をしています。その立場で幾つかお伝えさせていただきます。

その前に、和田委員がおっしゃった土壌の名称については、私は専門ではありませんけれども、私どもの分野でももうちょっと違う名称を使うのではないかと考えます。特に方言にかかわる地方名が多いと思いますので、中国地方の場合は逆に花崗岩風化土という一

般名が使われていると。ちょっとこれは違和感を覚えますので、今後ご検討いただければと思います。

さて、中国地方から参っておりますので、その状況についてお伝えします。中国地方では、兵庫等も含めて山陽側の花崗岩風化層、こちらのほうは特に利用されずに、そのまま都市化によって住宅が建っています。ですので、先般のような線状降雨があつて、それだけではなくて、その非常に住みにくいところに斜面を駆け上がるように宅地化がされているので、これでもう防ぎようがないような雨が降ると死者が出るほどの被害があると。そういうことを治水等で対策していただくというのは、大事だと思っております。

それから、広島県、岡山県の中部北部、それから山陰地方では、逆に花崗岩風化層を利用して和鉄、たたら製鉄の時に使う砂鉄をとるための鉄穴流しを、中世から江戸時代、そして明治、大体大正までずっとたたら製鉄をやっていました。その結果、この低い山地なんですけれども、さらに斜面を削って棚田ができて、そこに人が住みついています。逆に言えば、本来人が住んでいなかったところに人が住んでいますので、その結果、過疎化が著しいという構造になっております。

そういうことを踏まえながら事業計画をお聞きしております、3ページ、3の配慮のところの(3)で、ソフト施策との連携の強化ということで、かなり行数も割いてソフト事業を強化していただいていることにつきましては大変すばらしいことだと考えております。

ただ、後段のほうですね。強い農業云々というようなところで、農業や農村を維持する、強化するというそのこと自体はいいんですけれども、その原動力としての村とか人の維持や強化をしていかないと、こういったことができない状況にあります。この事業計画に書き込んでくださいという意味ではございませんが、そういう集落づくりとか人づくりというものが大切になるということを発言させていただきたいと思っております。

特に今、私どもは総務省で地域運営組織というキーワードを出しておりますが、従来型の自治の村社会の延長上にある住民組織ではなかなか地域は守れないと。地域の課題を解決する、あるいはこういう対策を実行するような機能を持つ地域運営組織というようなことが、今後キーワードになってくるかと思っております。今後の事業計画に反映していただければと思います。

もう一点、ちょっと気づきましたが、今日のご説明になかったんですけれども、「環境との調和への配慮」というのがありまして、今回変更になっていないところでございます。

ここに大変有意義なことが記されていて素晴らしいと感じましたが、この中で、先ほど申し上げたような中国地方では鉄穴流しによって美しい棚田景観が見られます。これも村が維持できずどんどん荒廃していつているんですけれども、いわゆる景観というようなキーワードも念頭に挙がらないかと考えました。法律の背景を考えるとそういうことではないようには思いますが、一方でソフトに力を入れるという流れであります、景観というようなことで逆に農村部の人々が元気を出すことによって、結果としてこういう特殊土壌地帯を守っていくということにつながるかと思えます。ソフトとハードの往還というようなことを感じましたので、ご発言させていただきます。

以上です。

【原田分科会長】      ありがとうございました。

一通りご意見をいただきましたが、何か追加でお答えはないですか。

【松本地域振興課長】      農水省でございます。幾つか委員からご指摘がございまして、まず弓削先生のほうからの、最初のほうの更新事業の重要性、これにつきましては前田委員のほうにもご説明したとおりでございまして、そういったものは土地改良長期計画の中にはしっかり盛り込まれておりますし、またこの特土の事業におきましても、これからそういった更新事業のニーズというのはどんどん高まってくるものと思っております。そうした事例に合わせて、今度は次の15次計画などにおきましては、例えば長寿命化とかそういった観点も、また事業の実施状況を踏まえて今後入れていくことも十分可能ではなかろうかと考えているところでございます。

それから、作野委員からのご指摘、それから和田委員からのご指摘もひとつ合わせてちょっと考えてみたんですけれども、土壌の名称なんですけれども、土壌自体は法律上の地域指定の要件の大きな柱の一つですので、なかなか変更しがたいところがあるのですが、例えば特土地帯を抱えております県の皆さん方が特土対策協議会というのをつくっていらっしゃいまして、こういった対策が望まれる特土地帯みたいな、こんなパンフレットなんかをつくっておられます。こういったところであれば、例えば赤ホヤとか何かでもこの地域ではこう呼ばれているとか、花崗岩風化土でも島根ではマサと呼ばれて云々かんぬんとか、ちょっとそういったパンフレット、国民の皆様方に特土対策の重要性なんかを訴えるようなパンフレットの中においては、そういった名称なども皆さんによりわかりやすいようなものを入れるような工夫などもできるのではないかと思いますので、そこは特土対策促進協議会の皆様方のほうにもお伝えをしていきたいと思っているところでございます。

それから、作野先生から特に村の強化、人の強化、人づくりという観点からお話がございました。これにつきましては、今般、まず意義のほうで、地域の活力創造プランのご紹介をさせていただいております。

これは釈迦に説法になりますけれども、多面的機能の維持・発揮などの地域政策の推進という観点が入っているわけですが、これも単に例えば中山間直接支払などにおきましても、地域の水路とかの維持をみんなで一緒にやっているということを超えまして、いろいろとこれは先生もよくご承知かもしれませんが、島根県等におきましてもこの中山間直接支払で地域の農地を維持していくためのいろいろな話し合いが、そこから地域をこれからどうやって守っていくかという話し合いに広がり、さらにそこが、例えば中山間直接支払でいろいろ例があるんでございますけれども、地域の振興を図っていくための地域起こしのためのグループになり、それがNPO法人化して、最近では単に農作業のみならず、地域の高齢者の方の見守りとか、そういったところにまで活動が広がるということもございまして、農林水産省といたしましても、この地域の活力創造プランにのっとってそうした多面的機能を支えるための活動が担い手を支える、地域を支えると。そういったところにまでしっかりと力が及ぶように、いろいろとまた支援していきたいと考えているところでございます。

それから、棚田景観のお話がございました。このところにつきましては、棚田景観というふうには書いてあるわけではございませんけれども、ひとつこの資料2のほうにおきましても、これは社会資本整備のほうの観点でございまして、資料2の12ページでございまして、持続可能な国土管理という観点から、今回第2次国土形成計画の趣旨を踏まえて、意義のほうで文章を入れさせていただいておりますけれども、この中に趣旨といたしましては美しい景観ということも入っているわけですが、この棚田の景観も、物理的にこれはただ棚田があるだけでは当然だめでございます、田んぼのあぜを切って水を入れ、導いて、雑草を刈って、農作業を営んで、収穫を行って、農地を守るといって、地域の皆様方の生業としての行い。それも単に地域の人たちだけが行っているわけじゃなくて、棚田オーナー制度ですとか、いろいろな都市住民も巻き込んだ形で維持管理されているわけですので、こういった趣旨を踏まえて、ちょっと特土はどちらかというところと公共事業の計画になりますけれども、そこでつくられて整備されたものがこういう美しい景観、農業が維持されることで維持される面もあると思っておりますので、そういったところにつきましては、今回明確に位置づけました日本型直接支払、それから多面

的機能発揮といったところで、しっかりとサポートしていきたいと考えているところでございます。

【作野特別委員】 ありがとうございます。

【原田分科会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

そうしますと、ずっと意見をいただきましたが、資料3で特殊土壌地帯対策事業計画（第14次）の（案）ということで、計画策定の意義、いろいろな周辺の上位計画との関連も踏まえて文章を修正し、それから特殊土壌地帯対策事業の内容についてもその観点からの修正をし、配慮の点についても特にソフト施策との連携の強化という点ですけれども、修正をした内容ということであります。

皆さんからいただいた意見、それぞれ今の国土交通省がやるべき対策の中で非常に重要な観点、あるいは今重要になってきている観点ということで幾つもお指摘いただきましたけれども、この特殊土壌地帯対策事業計画としては、ここにある趣旨で、この事業に対して対象となる地域で特別措置をしていくということの内容と理解しております、その具体的な事業の展開については、今日ご指摘された点も、実際に事業を担当するほうについても日ごろ考えながら展開していくという位置づけであると理解しております。

したがいまして、私がお聞きしたところの限りでは、この特殊土壌地帯対策事業計画（第14次）（案）そのものについては、この時点ではこれでいいんじゃないかということでご意見をいただいたように思いましたが、よろしいでございましょうか。

（「はい」の声あり）

【原田分科会長】 ありがとうございます。それでは、異存なしという扱いにさせていただきますと思います。それでは、議事はその他ということで、特にほかに何かご意見ございますでしょうか。

【野村国土政策局長】 じゃあ、ちょっと最後に私のほうから、お礼も含めまして、本日に今日、この特殊土壌地帯対策というのは非常にある意味権威のある、あるいは歴史のある、それからやはり基本的に公共事業の計画というようなこともある。そしてややテクニカルであるということで、ちょっと議論の土俵自体は少し狭いのだと思います。ただ、今日いただきましたご意見はこの分科会をはみ出て、実は大変貴重なご意見をたくさんいただいております。

ご承知のとおり、例えば作野先生からいただいたその土地の歴史というのは、実は災害

の時に非常に如実にあらわれてくる。そういう意味合いで、例えば今自分たちが住んでいるところがどういう災害リスクを負っているのかということについては、できる限りやり情報を提供しようということで、ちょっと今日、水局になりかわって申し上げますと、旧河川局ですけれども、水管理国土保全局なども今、ハザードポータルということで、いろいろな各種のハザード情報をできるだけ基本即地的に、そして例えば重ねるマップ、ある地点を選べばそこに複層的にいろいろな情報を重層的に重ねて見られるようにするとか、そういう取り組みは進めております。

むしろ今、どちらかというとなかなかハードだけでは防ぎ切れないということで、そういうことでソフト面と相まって進めているのが現在の広い意味での国土の安全・安心を確保しようという方向だと思っておりますので、一つはそういうことが今、足元ではそれなりに進めているということをご報告申し上げたいと思います。

それから、これも作野先生のお話にありました。先ほど農水省のほうからもお話がありました。これは、この特土自体は公共事業の計画だけれども、村や人をどう強化していくか。これは私ども国土政策上も、これは一番基本的なイロハのイの、ここでやはり国土をどうやって持続可能性を維持していくのか、地域経営を可能ならしめるかということは、国土政策上の本当に基本的な課題だと思っておりますので、これは特土という分科会の中でももちろんやることを含め、もう少し広い場でも今議論を進めておりますし、国土形成計画にも問題意識が相当クリアに出ているかと思っておりますので、これは引き続き大きな課題として、国土政策、あるいは政府全体としての地方創生の大きな一つの課題として、多分取り組んでいくことは継続して進めていくことになろうと思っておりますので、そういう観点からも、本日いただきましたご意見はそういったところにもぜひ反映をさせていただければと思っておりますので、引き続きご指導賜ればと思います。

【原田分科会長】      ありがとうございます。私もほかの国土審議会のいろいろなものにも出ておまして、いろいろなものが時代に応じて議論がされ、改定され、できているという認識でいまして、今回ご説明のあった今の国土の維持管理の問題についても、それから景観の問題についても、それから改良と2度目の再開発とか再整備というような問題についても、それぞれいろいろな分野で共通してかかわるような問題で、それに取り組んでいるという認識でおりますので、私も何かそういう観点で発言する機会があれば、今日の意見も参考に、そのところでも発言させていただきたいと思っております。

以上でございますが、よろしいでしょうか。そうしますと、事務局にお返しいたします。



【安藤地方振興課長】 原田分科会長、ありがとうございました。

最後に事務局からの連絡事項でございますが、本日お配りいたしました資料につきましては、お席にそのまま置いていただければ、後ほど事務局から送付させていただきます。

また、本日の議事録につきましては、後日各委員にご確認をいただいた上で公表させていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして、国土審議会第8回特殊土壌地帯対策分科会を閉会させていただきます。

本日は長時間、まことにありがとうございました。

— 了 —